

部落会，町内会と教化常会

—国民精神総動員運動開始以前の動向 その3—

山本 悠三
(平成 22 年 10 月 7 日受理)

The Circle of Towns, Villages and the General Meeting —part 3—

YAMAMOTO, Yuzo
(Received on October 7, 2010)

キーワード：部落会，町内会，教化常会

Key words : circle of towns, circle of villages, general meeting

<目次>

第1部 国民精神総動員運動開始以前の動向

はじめに

1 国民更生運動と教化常会

- (1)中央教化団体連合会と教化網
- (2)国民更生運動の開始
- (3)杉山と教化常会
- (4)指定教化町村と教化常会（以上前々号）

2 選挙粛正運動と教化常会

- (1)部落懇談会の開催
- (2)選挙粛正運動開始前の指定教化町村
- (3)府県会議員選挙と指定教化町村
- (4)第2次選挙粛正運動と部落懇談会（以上前号）

3 部落会，町内会の組織化（以下本号）

- (1)部落会の容認
- (2)『都市教化留意要項』にみる町内会の位置
- (3)町内会の先例

おわりに

第2部 国民精神総動員運動開始以後の展開（以下別誌）

はじめに

1 国民精神総動員運動の展開

- (1)国民精神総動員運動の開始
- (2)中央教化団体連合会の対応
- (3)「国民精神総動員実践網要綱」の発表
- (4)「国民精神総動員運動実践網要綱」の作成経緯

2 「農村自治制度改正要綱」の提出

- (1)選挙粛正運動から自治振興運動へ
- (2)「農村自治制度改正要綱」の趣旨
- (3)部落の容認問題

3 教化（部落）常会と「部落会町内会等整備要領」

- (1)教化（部落）常会の組織化
 - (2)『常会』の創刊
 - (3)「部落会町内会等整備要領」とその経緯
- おわりに

3 部落会，町内会の組織化

(1)部落会の容認

昭和11年5月21日に内務省地方，警保両局長から地方長官宛に「選挙粛正運動ニ関スル件」の通牒が発せられた。その適確は第2次選挙粛正運動を迎えるにあたり連合会が各府県の教化団体連合会に発した際の指示と名称が同じである。ただし，連合会の指示が主として教化（部落）常会の機能発揮と公民教育の2点を強調していたのに対して，内務省からの通牒では選挙粛正運動は昭和10年の府県会議員選挙及び翌年の衆議院議員選挙の両選挙を目標として主力を注いできたが，今後も更に進んで「平素ニ於ケル国民ノ公民的教化訓練ニ力ヲ致シ」て選挙粛正の基礎を培養し強固にさせるとともに「併セテ地方自治ノ浄化刷新ヲ図」とあるように，連合会の指示のうちの後者に力点が置かれていたことになる。

そして「平素ニ於ケル国民ノ公民的教化訓練」に関して「公民道ノ確立振作ヲ主眼トスル」ことを掲げている。公民道とは単に選挙に限らず「広く政治及自治ニ関シ今日ノ公民トシテ必要ナル知識ヲ普及スルコト」であるが，それは公共的精神，政治的道義心，責任観念を喚起することであり，地方自治の浄化刷新にあたり公民としての実践的訓練を積むことであった¹⁾。つまり選挙粛正運動を実施する過程で選挙に対する国民の意識を選挙粛正運動期間中に見られるようないわば一過性の施策でなく，「平素ノ教化訓

練」というような持続性のある施策によらなければ効果的でないとする認識に達したものと考えられる。そうした結論を改めて通牒で示したことになるが、さらに「公民道確立」のためにはその「恒久策」として市町村選挙粛正委員会又は部落又は町内（懇談）会を活用しその機能を整備充実することが付け加えられていた。

そこで述べられている部落又は町内（懇談）会のうち前者に関しては「部落会ノ組織ニ関スル通牒」として別に示されていた²⁾。それによれば名称は「適宜」とあり、部落会の区域は「地方ノ事情ニ応」じて部落またはそれより小さな区域、あるいは部落とそれより小さな区域の両方に設けることが出来るとあり、活動方法は常設的組織として定期及び臨時に会合するものとあったが、いずれにせよ選挙粛正運動下の部落懇談会の活動を経て部落（会）は「組織的動員に耐えるだけの再編発達をとげていた」³⁾ことになる。

潮恵之輔内相（広田弘毅内閣）は直後の6月16日に地方長官会議で「市町村内における各種機関の対立の弊を除き総合的運行に依りて其の機能の発揚を十全ならしめ」とともに「部落を単位とする活動の促進に勉むる等自治団体の指導監督に付ては須らく実質的誘導の新生面を拓き以て時局に対応する自治行政の振起作興に一団の工夫と努力とを加ふる所なかるべからず」と述べて部落の役割を説いていた⁴⁾。ここに漸く部落は国家的な行政レベルで容認されることとなった。とはいえ「部落会ノ組織ニ関スル通牒」では部落会の区域に関して部落やそれより小さな区域、あるいはその両方というように漠然とした範囲でしか示されていない。このことから部落（会）が漸く容認される段階にあったとはいえ、部落そのものについての論議や部落会の区画を明確にする作業はまだこれからという段階にあったと考えられよう。

というのは、既に指摘したことに関連するが部落（会）の容認はそれまで部落の存在を否認してきた地方自治制のあり方に変換を迫るものであったからである。というより変換を迫るほど地方自治制の実態が激しい変容を遂げていたということであるが、部落（会）の容認はその要の位置にあったといえよう。そうした否認から容認への変容の内実を複数の内務省地方官僚の論理にみておきたい。

その一人の古井喜実によれば従来地方自治制に対して政府が採った方針は「消極的監督」であった。それは法規の適用を厳正にし、法律上あるいは事務上に過誤のないようにするための監督である。そのため内務省は法令の解釈に忙殺され、府県庁は市町村制及びそれに付随する命令、訓令、通牒に対して違反がないかを監視することに専念するものであった。ただ、それは監督官庁が怠慢であったり不誠実であることが原因ではなく、中央地方の官吏が党派的に分派対立していた時代（つまり政党政治閉）にあっては、

監督官庁が積極的に指導を行うことは直ちに地方自治に対する党派的干渉に繋がるとみなされていたためである。そのため積極的指導は「寧ろ厳に戒められるべ」きであり「到底許さるべき所ではな」かったのである。ところが（政党政治期終焉後の）現在では監督官庁が「積極的指導」に乗り出したとしても「党派的自治寒暑の憂いの如きは更になく」、市町村自身も「喜んで之を受け入れる」時期になった。そのため今こそ監督官庁が従来の消極的態度から積極的態度へと乗り出すべきであるとする。そのことで地方自治制の問題は全てが解決されることになるというものであった。

そして「積極的指導」の目標として「市町村内の融和協和」、「市町村及各種団体の機能の総合調整」、「部落活動の助長善導」の3点を挙げる。それは「一面に於て行政の総合化を図り、多面に於て行政の地方化乃至部落化を図る」ものであったといわれるが、このうち「部落活動の助長善導」が目標の1つに掲げられたことについての考察を加えておきたい（他は改めて別稿で論じることにしたい）。部落活動には2つの種類があり、その1つは部落固有の活動つまり部落協同体自身の独自の活動であり、他の1つは市町村等上級団体の補助組織としての活動であるとする。それらは以下に述べるように相互に関連するのであるが、そのうち部落固有の活動には「部落常会等の方式も生れて来て居る」との指摘がみられた。そのことは選挙粛正運動が展開していく過程で部落常会の存在が部落懇談会と連動することで認識されてきたことを裏付けるものであったといえよう⁵⁾。

その部落常会に関して同じく地方官僚の吉岡恵一は「町村行政の徹底を期する為には、区長中心主義を採り、部落常会等による趣旨の徹底を図る事が肝要である」が、部落常会による周知徹底の方法を採るにあたって新たに「部落常会を作り得る部落の区画」（それは新たな部落の範疇を意味するものであるが）を設定する必要性を説くのであった。

その区画としては現「町村の如き大きな区域では集合に時間を要し、人数も多きに失する」ため「夕食後でも容易に集り得る程度のものであることを必要とする」のであるが、とはいえ「旧村や大字は多少大に失し、且現在活動しているものが少」ない。そのため「元に戻して旧町村の区域に依る部落を認むべしとする」ような「部落法認の一論拠」があるものの「精神的結合は五十年も経過すれば消滅し得るものである」から積極的な論拠にはならない。というのはこの間に戸数の増加、道路の開通、鉄道、軌道の敷設、運河の開削等があり、それらが「部落の区画を相当に変ぜしめ」ているからである。そのため「町村制施行前の旧村に依る部落を認めるべしとするのは余りに復古的であり、五十年の変遷を無視するもの」であるとした。さらに

旧町村は「大部分現在町村内の大字となつて残っている」ものの「大字が総て旧町村であるのでは無く、独立旧町村内の支郷又は組という如き部落」の場合もあり、いずれにせよこの範囲では実質的に部落としては機能しないということである。

その一方今日「部落」と呼ばれている「自然部落」は「俗に小字と称され」ているが「自然発生的に集落を形成して、社会的共同生活を営む区域」で「何等公の規制をうけないものである為非常に小さい区域である。その点が「町村行政の庶務便宜の為設けられた」行政区と異なっているが、その行政区は「場合に依つて非常に大なるものが存在するが小に過ぎて区として活動するに不変なるものも」あつてある程度共通の区画としては不便となる。また農事実行組合は「反対に……大に過ぎて区として活動するに」これまた「不変なるもの」とされていた。

そこで吉岡は大字、行政区、自然部落、農事実行組合等の組み合わせの中からは大字を除外し、「行政区と農事実行組合とが一致する場合は、其の区域は大体に於て自然部落とも一致するであろうし、区として採用するに適當であるが、「行政区と農事実行組合が一致しない場合は自然部落に一致する法を区として採用するが適當である」とする。

また「行政区域は農事実行組合が無い場合は行政区と同じ働きを為すものがあり、其が自然部落と一致する限度に於て採用すべきである」とする。このようにして「定められた」部落の区画としては戸数40~50戸程度のものとするのが「理想とされ」た。それは部落の区画に関する吉岡個人の見解の表明でもあつたが、内務官僚の（全部ではないと思われるが）見解を代弁するものでもあつたといえよう。一方、市町村等上級団体は部落の援助指導とともに自己の職分を行うにあつて部落を下級補助組織として活用する新たな行政運営の形態を發展させることが必要となり、それにより全体として部落単位の活動も促進されることになるというものであつた⁶⁾。

このように部落は新たな区画の確定が試みられるなど容認される方向にあつたが、その場合でも古井は部落を容認する一方で「部落を制度化し法制化し、之に法人格を与へ、之を地方自治の基礎単位」とするところまでは踏み切ろうとはしていない。そのことはそのような主張に対して「法律万能論者か、町村乃至部落の実情に疎遠な空理空論家」か、それとも「遠慮なく大局を忘れた短見者流かでなければ幸いである」と批判し、部落の容認は「最も慎重な考慮が必要である」と述べているところからも明らかである。この見解はむしろ部落の存在を否認する見解のようにも受け取られる。そのため古井はその後続けて「部落活動其のものを否認すべしと主張するものでは断じてな」く「寧ろ大いに之を促進し善導すべしと主張するものである」との

補足を怠らなかつた。

このことは古井や吉岡等の内務官僚にとつても部落（会）の位置付けや役割を従来の地方行政のあり方に照らして見る時、どのように対処すべきかに苦慮していたことが窺われる。それは行政町村の機能不全を招きかねない旧町村すなわち部落（大字）の自立性を否認することで推進されてきた地方改良運動以来の市町村制のあり方を根底から問い直すことを意味するからである。古井はこの時期になつても「依然として」部落有林野統一政策や神社統合政策等が「維持せられ」ていることを指摘していたが、それらは明らかに部落（会）の容認に逆行するものであるといえよう。それゆゑ地方自治制における新たな部落の区画の確定（それは必ずと部落会の設置区画に繋がるが）には「最も慎重な考慮が必要」であり続けたのである。

それに関して吉岡は「部落の法認に関し重視すべきことは従来の慣行を重んずると共に町村の統一を害さないことである」と指摘している。その指摘は市町村制下における部落（会）のあるべき位置と役割を的確に言い表していたといえよう。吉岡は続いて「部落の活動の種類も町村の統一を害さない種類のものであるべきである」とする。そのため「町村と競合する如き」部落の事業は「極力避くべきであり」、さらに「部落は小団体なる為、経済的に経営困難なる如き大規模の事業」も不適當である。したがつて部落の事業としては当然その範囲がほぼ部落内の住民に限られることとなる。また町村では区域外の住民の利用する収益的の事業が必要となるが、部落ではその必要はないというものであつた。これらのことから町村と部落の關係に付いて吉岡はまさしく「農村自治制度改正要綱」で示されているように「町村ノ下ニ適當ナル形」で部落を認め、その一面を町村活動の補助機関として活用するとともに、他面で部落固有の活動の「健全ナル發展ヲ図ル」とするものであつた。

吉岡の見解は「部落会ノ組織ニ関スル通牒。」から2年半後に発表されており（昭和13年11月）、「農村自治制度改正要綱」に関連して「問題となり得る事項」についてのみ論述したものであるから、たとえ「思いつく俚に書並べたに過ぎない」とはいえ、それだけ部落の範疇に関しては古井より具体的なイメージを提供してはいる。それでも重複することになるが地方行政に精通した内務官僚の古井や吉岡でさえ部落（会）をどう位置付けるのかに試行錯誤を繰り返していたと思われる。

ちなみに「農村自治制度改正要綱」とは昭和13（1938）年5月までに開かれた地方制度調査会の3回の総会で「時運ノ趨勢ニ鑑ミ地方行政ノ制度ニ付改正」を要すべき事項のうちの1つとして提案され、同年10月の第4回の総会で可決されたものである。この頃は地方自治制が大きく変容をしつた時期であるが、「農村自治制度改正要綱」

はそうした状況を背景として提案されたものである。同要綱に関しては別稿で改めて論じることとするが、そのことよりここでまず指摘しておくこととして、先述した「選挙粛正ニ関スル件」の通牒では「部落会」の名称が使用されていたことである。「部落会」の名称が確認出来るのはこれまでそれのみであって、古井も吉岡も使用している名称はいずれも部落であり部落会の語句は使用していない。それは「農村自治制度改正要綱」でも同様に「部落を認め」あるいは「部落を基礎とし」とある。このことは部落会の名称が一般に使用されるのは部落がより確かに容認されてから、あるいは部落の区画が確定されてからとも考えられる。いずれにせよこの段階にあっても部落の確定には克服すべき課題が多く残されていたと考えられよう。

(2)『都市教化留意要項』にみる町内会の位置

ところで先述したように古井は選挙粛正運動の趣旨徹底にあたり「部落や町内会というものが浮かんで来た」と述べていたように、部落及び町内会の範囲での懇談会の開催を説いていた。また「選挙粛正運動ニ関スル件」では「恒久策」として「部落又ハ町内(懇談)会ノ普及発達」が掲げられていた。そこではいずれも部落と町内会となっている。先に部落会とせず部落としたのはその区画の未確定なるが故にそうなのであろうかと指摘したが、そうであるとすれば町内会の名称が使用されていたのは既に区画が確定され、その存在も容認されていたということになる。

町内会とは一般に「古い時代の五人組制度等からそのまま発展してきた一部例外を除」⁷⁾いて、多くは「都市生活に於ける住民の親睦的乃至自警的団体として発生し、次第に都市行政の補完組織として公共的色彩を帯びるものとなつ」⁸⁾ていくといわれている。特に東京市の場合には関東大震災以後に結成されたものが多く、東京市で町内会の問題が取り上げられたのもその頃からである。東京市内の町内会は昭和8年7月の時点で2835を数え⁹⁾、昭和10年頃までには「東京市の町内会は地域的な組織化も、民衆の組織化もほぼ完了していた」¹⁰⁾といわれている。このことから町内会が既に容認された存在であったことが裏付けられる。なお町内会は「隣保相扶の精神的結合のみならず若干自治的の共同事務を処理するのが普通である」ことから、その区画としては「町又は丁目位の大きさを単位とすることが適当である」が、「一町の大きさが適当でない場合は例外として適宜の措置を講ずることが宜しい」¹¹⁾とされていた。

その町内会は選挙粛正運動が開始されると「末端実行組織としての重責を負うこととな」¹²⁾り、「町内会を区域とする住民全体の懇談会開催が取り上げられ」¹³⁾たことが指摘されている。この指摘に従うとするならば町内(懇談)会は部落(懇談)会と同様選挙粛正運動にかかわった多くの

事例を示しているはずである。しかし、選挙粛正運動を分析した赤木須留喜「選挙粛正運動—公民細胞=実践網の形成過程」(溪内譲他編『現代行政と官僚制』下巻所収 東大出版会 昭和49年)や柚正夫著『日本選挙発達史』(明るく正しい選挙推進全国協議会発行 昭和47年)等の研究によれば町内会が選挙粛正運動にかかわった具体的な事例は示されていない¹⁴⁾。また先述した連合会が第2次選挙粛正運動に向けて総括をした際の「選挙粛正運動ニ関スル件」では「部落懇談会ハ選挙粛正運動ノ最モ効果的ナル一施設」とあるように、部落懇談会及び部落常会に関する記述はみられたが、そこに町内(懇談)会に関する記述は全く見られない。同様のことは昭和11年5月21日の地方、警保両局長から地方長官宛に「選挙運動ニ関スル件」の通牒が発せられた際にも、部落会に関する指示のみで町内(懇談)会については「都市ノ実情ニ応ジテ最モ有効適切ナル方法ヲ講ズルコト」とだけしか記載されていなかった。

このような町内会に関する記述の欠落は選挙粛正運動へ町内会が積極的にかかわったとする上記の指摘とは明らかに異なっている。この点に関して栗屋憲太郎氏は「当局の側の選挙粛正の呼びかけの選挙民への浸透は、農村における部落懇談会のルートがより効果的であるのに対して「都市における町内会のルートは、上からの粛正運動の喧噪さにもかかわらず都市選挙民には十分うけとめられなかった」¹⁵⁾と述べている。この指摘に赤木氏や柚氏の研究を重ねると、町内会が選挙粛正運動下において「重責を負う」たとは考えにくい。とはいえ栗屋氏の関心は「上からのフェシズム」に向けられておりそれ以上の分析には及んでいないため、そのような事態となった根拠についての説明は十分ではない。

本稿でも選挙粛正運動と町内会のかかわりを解明する手掛かりを得るには至らない。そこで視点を変えて都市教化対策に関する連合会の取り組みを検討しておきたい。その際特に町内会が都市教化網にあってどのような位置や比重にあったのかを明らかにすることで、その事態を解明する手掛かりとしたい。

連合会は創立以来市町村教化網の敷設を目指してきたことは既に述べた。そのうち町村教化網の敷設はある程度の進展がみられたのに対して都市の教化網の敷設は殆ど着手されていなかった。それは「生活様式の略ぼ一定する農村」と異なり「職業の職種万般にして生活様式も同じからず知識の程度も千差万別なる各戸が隣接して居住し且つ其の移動も甚だし」¹⁶⁾い都市の環境に起因するものであった。とはいえ先述したように国民更正運動が開始されると「都市の沈滞」に対処すべく都市教化網の敷設が急務となっていく。こうした経緯から連合会は都市教化網の敷設に関する検討を続け『都市教化留意要項』の作成に至る。その前文は『教化運動』の昭和8年10月11日号と12日号に分けて

掲載された（後昭和10年3月発行の連合会編『教化事業調査報告』に再録）。

『都市教化留意要項』の内容に関しては既に述べたことがあるので¹⁷⁾、本稿と直接関係する範囲に限ってみておきたい。『都市教化留意要項』によれば都市は「各自発展過程を異にし」ており「集団の性質も、産業の状態も、将た又環境に於ても、文化に於ても其の趣を異にし」ているため、各都市はそれぞれの裁量で『都市教化留意要項』から「其の現実状態に適応」した内容を取捨選択することが求められたが（p96）、『都市教化留意要項』は大きく「都市教化の綱領」と「都市教化の方法施設」から構成され、前者を総論とすると後者は個別具体例の提示となる。そして前者は3章12節、後者は3章10節から構成されていたが、後者の3章は「1、教化綱領の提示」、「2、教化実施の方法」、「3、都市教化網の完成」である。

そのうち後者の「3、都市教化網の完成」についてやや詳しくみておきたい。そこでは教育団体、宗教団体、道徳団体あるいは有力な教育家や宗教家、有志者等教化に関連する団体や個人が「林立するは都市の常態」であることから、これらの団体や個人を「連絡提携せしめて都市に於ける教化統制を行う」ことが「今日の急務」となるため、各市域レベルに教化団体連合会、教化連盟、教化協会等名称はともかくとして中枢機関としての教化網を敷設することが必要とされた。そして既に各地で委嘱されている社会教育委員又は教化委員を中枢機関にリンクさせるとともに「修養団体との連絡提携」をも強め、その上でさらに「教化の徹底を計る」ために「地区的又は職業的に分割」した「其の一区域を単位として一定の日をトして常例に教化の会合を催」す「教化常会の設置」が求められていた。

そこに指摘されている「地区的又は職業的」とする分類方法は都市教化の徹底を計る上で「効果的」とされているものであった。というのは「地区的分類を以て先ず隣保共助より出発し得べき」農村に対して、都市では先述したような事情から「地区的分類のみにては徹底し難」いため「別に職業的分類を加」えることが必要とされていたからである。その「地区的分類」には小学校中心（通学区域）、町会中心、隣保中心（同一番地若くは之れと相当する小範囲）、神社中心、寺院（若くは教会）中心等があり、「職業的分類」としては同業組合単位、官公衛単位、大商店又は銀行単位、大工場単位等があった。そして「当該地方の事情により」この中から「一二種類を採り又域は各項を併用するも可」というものであった（p118）。

そのうち地区的分類の中にある町会とは町内会のことであるが¹⁸⁾、それは全部で5項目ある「地区的分類」の1つであり、「職業的分類」まで含めると10項目のうちの1つに過ぎない。つまり『都市教化留意要項』として纏められた時点（昭和8年9月）では都市の教化網の末端に位置す

る網目のうち、町内会は複数の選択肢の1つということになる。しかも東京市では町内会が昭和8年の段階で2835を数えていたとはいえ、その事例が具体的には伝えられていなかったのに対して、地区的分類の1つにみられる「小学校中心（通学区域）」を単位とする事例は『教化運動』紙上に京都市、名古屋市、福岡市等からの実態が伝えられている¹⁹⁾。そのことは町内会が必ずしも都市教化網の末端にあって主要な単位とはなっていないことを意味していることになるともいえよう。

小学校通学区（連区）に関しても選挙粛正運動にどのような役割を果たしたのかについては全く解明されてはいないが、選挙粛正運動にあって「郡部ノ方ハ選挙粛正運動ガ割合ニ徹底シ易イノデアリマスガ、市部ハ非常ニ困難デアリマシテ、之ニ対スル有効適切ナル方法ト云フ事ニ就テハ随分考ヘテ居リマシタノデスガ……特効薬ト云フヨウナモノハ中々見当リマセヌ」²⁰⁾との見解が示されていた。それは栗屋氏の所見に共通するものであるが、その際都市にあっては町内会や小学校通学区のような地域的単位のほかに職業的単位とを組み合わせる方法、つまり「市民生活における消費と生産の基礎単位が、作戦上の重点として浮かびあがってきた」²¹⁾との指摘がある。それはまさしく『都市教化留意要項』にみられる「地区的分類」と「職業的分類」の組み合わせ（そこでは先述したように「其の一二種を採り又各項を併用するも可なり」とされていた）に共通していることはいうまでもない。その意味では『都市教化留意要項』にみる都市教化網の形態は選挙粛正運動における組織形態を先取りしたものであったともいえよう。とはいえ町内会も小学校通学区もそれだけでは都市の教化網組織の有効な単位とはなりにくい要因があり、都市部での選挙粛正運動でもその要因が欠陥として露呈することになったとは考えられないであろうか。

(3) 町内会の先例

では町内会の組織はどのような機能をしていたのであろうか。選挙粛正運動下において機能した事例をみなかったとしても、町内会はこの頃既に多くの設置数がみられたのである。その町内会の中から兵庫県神戸市湊区の教化協同会を事例として取り上げることとする。神戸市湊区の教化協同会に関しては述べたことがあるが²²⁾、本稿ではさらに詳しくみておきたい。

兵庫県は既述したように昭和9年度に第1回の指定教化府県の1つに選定されたほか、県下の市町村教化網の敷設も他府県に比べて非常に進んでおり、昭和12年度の国民精神総動員を迎える頃には教化網が「完成の域」に達する勢いであったといわれている。教化協同会は神戸市湊区に創設された教化組織である。

兵庫県では昭和5（1930）年11月に神戸市、八鹿町等5

市町の各種教化事業団体代表者による協議懇談会が開催され、翌昭和6年3月頃までに市町村教化網の完成に努めることが話し合われた。このあたりから兵庫県内の市町村教化網敷設に向けての具体的な動きが見られるが、そのうち都市における教化網の敷設としては昭和6年2月9日に姫路市で市内のあらゆる教化機関を網羅して教化連合会が設置されたのが最初である²³⁾。教化連合会の設置は『都市教化留意要項』で指摘された教化連盟や教化協会等「当該都市教化の中核機関」の設置を意味するものといえよう。姫路市では5月16日に第1回の総会が開催され200人を越える参加者が集まった。姫路市に続いて尼崎市でも教化網が敷設された。尼崎市の場合には正確な設置日は明らかではないが、同年2月から3月頃にかけてである。またこの時までに兵庫県下4百数十町村のうち250町村に教化網が敷設されている。

兵庫県下にある5市（ほかに明石市、西宮市）のうちとりあえず教化網が敷設されたのはこの2市のみである。京都の神戸市に教化網が敷設された期日は確定出来ないが、神戸市では昭和7年10月、8年3月の2回にわたって市内の8区全てに対して教化網敷設の必要性を説き、準則を示して組織化を奨励することとなった。そのうち湊区では昭和10年6月に区是が制定され区民の生活規準を明示することとなった。その区是には「隣保相愛の境地に於て発せらる大和の顕現を錬成するにあり、これに依つて一般区民の有機的団体組織としての湊区政を行はんとするもの」²⁴⁾と謳われていた。

この時湊区政を担ったのは昭和10年6月6日に神戸市社会教育主事から湊区長に就任した道添哲夫である（神戸市役所総務課の記録によれば道添の神戸市勤務は昭和3年9月から）。区是の制定が同年6月であったから区是の制定は道添の区長就任と前後したものであった。神戸市の湊区は「貧富・賢愚の差も大きく、臣民の移動も激し」²⁵⁾い地域であった。とりわけ「山間を縫ふて多数の鮮人が居住して」おり「その生活様式の相違せると、生活程度の懸隔とより、教化の手は容易に伸ばし得ない」²⁶⁾状況にあったといわれている。そのような事情から「既往十数年、区内の有力者の間にも、各種団体の間にも絶えざる相克摩擦が繰り返され」ており、「区政の円滑を欠き心ある人々をして擧蹙せしめつつあるため「人呼んで難区と称」された。そのため道添に対して「側近知友」は区長を受諾しないように忠告をしたほどであった..

しかし、道添は社会教育主事時代から神戸市全域に教化網の敷設を完成すべく奔走していたこともあって、湊区長への就任を受諾することになった。道添は「自治行政の根本は教化にあり、教化は我が国是、この国是たる教化を以て、区民の和を図ることに成功すれば凡ては解決する」との信念から、区長就任後湊区内に教化連合会を組織するこ

とを考案した。そこで区内にある数十の各種団体長、町会関係者、その他の有志者等を集めて「一区一家への道を説き、『和』の完成のために暫く自分の為す所に一任せられたい」と提議したところ、上述した「有識者全員」から「隣保組織の強化徹底を期せしむべきもの」であり「最も意義あるもの」との賛同を得た。そこで全ての段取りは「区長に一任」されることとなり昭和11年3月21日湊区教化協同会の結成へと結びついたのである²⁷⁾。

湊区教化協同会というまでもなく湊区に敷設された教化網であるが、『都市教化留意要項』によれば当該都市には教化網（その名称は教化連盟や教化協会等々であるが）の設置が説かれていた。それは市域を単位とするものであるが、湊区の教化協同会は区域が単位である。したがって神戸市のような大都市の場合には市全域を単位とする教化網の設置とは別に各区ごとにも教化網の設置が必要であったことを意味していたと考えられる²⁸⁾。神戸市ではこの後もさらに区単位の教化網の敷設が神戸市、灘区等でも進行していくことになる²⁹⁾。

ところで区域に教化協同会を設置してもそれで教化網が完成したわけではない。湊区は区域内に1万1千70世帯を擁していたため、区域に教化協同会を設置しただけでは「最後の戸に至るまで教化の温かい手を延ばすには、網が余りに大きすぎ」た。そこで「我々の祖先は五戸、十戸の世帯を一団とする組を作」り「禍福、利害、休戚を分ち合い、義務と責任を共同の名に於て担った、宛然一家の如き隣保協同の美風は、その精神に於て今日の市制を学ぶ所でありながら顧みられざることに既しく、百害百弊はその忘失に起因していることを看取した」道添区長は「昔日のこの伍人十人組織の美点を移し植えることに懸命の努力を捧げ」ることにした..

そのため「五戸乃至七戸の世帯を一団とする隣保班の組織」が「かかる観点によつて進められ」ることになる。その結果1万1千70世帯（家族常会）のうち5戸ないし7戸が「相集まつて」2千有余の隣保班（隣保常会）となり、5班ないし7班が「相集まつて」250余の組（世話係常会）を結成し、更に5組ないし7組が「相寄つて」35の部（組長常会）に「集約せられ」と、「遂に」9つの町内（町内常会）に統べられる組織が結成されることになった。それは「まことに整然たる一貫の組織で」あったといわれていたが、このようにして湊区の町内会組織は精動運動開始前までには「略完了を告げ」ることとなったのであった。

その際各レベルにみられる家族常会、隣保常会、世話係常会、組長常会、町会常会等の常会についてであるが、この組織には一集団につき世話係を置き、各組織層を通じて月例常会を開催することを必行事項としているが「未だ之を理解せざるものあ」とのことであった。湊区下の教化網にあっては常会をどう機能させるのかには未だ問題があっ

たことになるが³⁰⁾、それでも湊区では「町会中心に各種団体を纏め集会は年齢によって区別し煩瑣を避けて自治をやっている」³¹⁾のであった。

以上町内会の一つの事例として神戸市湊区の教化協同会についてみた。そこでは末端組織としての町内会の比重は大きなものであったといえよう。とはいえ選挙粛正運動にどのようにかかわったのかについては依然不明なままである。町内会はこの後国民精神総動員運動下で防空訓練、貯蓄の奨励、物資の回収等所謂銃後活動の必要性に迫られるにつれてその役割が重要なものとなり「都市に於ける一つの国民細胞組織」³²⁾となっていくが、それについては次の課題としたい。

おわりに

本稿では主として国民精神総動員運動開始前までの(部分的にはそれ以後に及ぶところもあるが)「部落会、町内会と教化常会」の関係について検討してきたが、若干の総括をして本稿を閉じることにしたい。

まず湊区の教化協同会のその後の動向について見通しを得ておきたい。昭和13(1938)年3月に開催された教化協同会結成の2周年記念にあたる会合で、都市教化振興の手順としては「まずその母体としての連合機関の結成へ而してその機能の発揮によって末梢細胞たる五、七の隣保組織へとこの方式か結論として得られていた³³⁾それはまさしく湊区教化協同会の組織形態そのものであるが、そのような湊区教化協同会の「整備せられたる細胞組織と、これが運営による全区和楽の現実」は「遠近各都市に以上の衝撃を与え」たといわれている。その影響は先述した神戸市神戸区、灘区以外の5区(先述したように神戸市は全部で8区)、さらには兵庫県下の未設置の都市(明石市、西宮市、市城という意味では神戸市もそこに含まれる)にも教化網の敷設を促進させることになった。

その「態勢」はさらに兵庫県を越えて「大大阪市」や「大東京市」でも「今賢明の努力を町会の整備に注ぐ」ことになったが³⁴⁾、このことから神戸市湊区の事例は「正に大都市における教化網完成の魁をなせるもので」あり「最も困難な……都市教化運動に対し黎明を齎したものだ」といわれるものであった³⁵⁾。そして国民精神総動員運動が全国的な規模で展開していくと、湊区教化協同会には「各都市からの視察団が日々踵を接し、町内会組織の具体的方途をそこに求め」³⁶⁾られることになったといわれていたが、具体的な動向について述べるスペースはもはや無いといわざるを得ない。

以上教化協同会のその後の展開について若干の補足をしておいたが、部落会、教化(部落)常会及び部落懇談会の関係についても捕捉しておく必要がある。教化(部落)常

会は、連合会とりわけ参与の佐々井信太郎の提唱から始まって、以後その尽力もあって普及していったものの一般に認識されるまでにはかなりの時間を要した。それが選挙粛正運動下に部落懇談会が設置されると、そこに連動する形で教化(部落)常会の役割も着目されることになり、それ以降存在が認識されるようになることは以上述べた通りである。

その場合「部落懇談会、町内懇談会が開催され、今日の常会発達の基礎」が作られたとする理解がある³⁷⁾。それは半分正しいといわなければならない。というのは常会はそれより以前から提唱されており、選挙粛正運動下の部落懇談会の設置にともない発展の「基礎」を与えられたという意味であるならば、という条件が付与されるからである。その意味では教化常会が「選挙粛正運動の部落懇談会から発達したもの」³⁸⁾という理解も同様であろう。なぜなら教化常会はそれより前に提唱されていたが、選挙粛正運動下の部落懇談会と連動することによって「発達」したというコメントが必要だからである。

注

- (1) 『内務時報』昭和11年6月号「法例通牒」
- (2) 鈴木嘉一著『隣組と常会』(昭和15年) p29, 児山忠一「部落会町内会の整備充実」(『地方行政』昭和14年10月号所収)
- (3) 阿利莫二「地方制度(法体制崩壊期) 一部落会町内会制度一」(『講座日本近代法発達史』第6巻 勁草書房 昭和34年) p176
- (4) 『内務時報』昭和6年7月号所収「潮内務大臣訓示要旨」
- (5) 前掲「発程せられた新自治政策」
- (6) 前掲「部落一町村制度改正の一資料」. なお部落会の区画に関しては児山忠一、播磨重男著『部落会町内会等の組織と其運営』(昭和15年)に大字、行政区及び農事実行組合の三者の組み合わせの記載がみられる(p15)
- (7) 古谷啓二「町内会組織の歴史的考察」(『都市問題』昭和28年10月号所収)
- (8) 柴田達夫「部落会町内会等整備要領解説」(『斯民』昭和15年10月号所収)p13
- (9) 前掲「町内会組織の歴史的考察」
- (10) 田中重好「町内会の歴史と分析視座」(倉沢進他編著『町内会と地域集団』所収 ミネルバ書房 平成3年) p44
- (11) 小林千秋「町内会論」(『自治研究』昭和13年4月号所収) p37
- (12) 宮沢弘「町内会(部落会)の成立から解散まで」(『都

- 市問題』昭和28年10月号所収) p64
- (13) 前掲「部落会及町内会の整備充実」
- (14) 赤木著『東京都政の研究』(未来社 昭和52年)の第3章「東京都制の展開と国民細胞網」第2節「国民細胞網の組織化過程」の第1項「選挙肃正運動と町内会」では「選挙肃正運動の運動方針として……『懇談会ノ開催』は『市部ニアリテハ町内会又ハ各種ノ集団ヲ単位トシテ行フコト』ニナッタ」とあるが、具体的な事例は提示されていない(p345)
- (15) 「一九三六、一九三七年総選挙について」(『日本史研究』146号所収 昭和49年) p108~p109
- (16) 『都市教化留意要項』 p117
- (17) 拙稿「都市教化問題と中央教化団体連合会」(『研究年報』創刊号所収 昭和62年), 同「都市教化問題の展開と対応」(『東京家政大学紀要』47号所収 平成19年)を参照のこと.
- (18) 竹内英紀「東京市長・後藤新平と町内会」(『都市問題』平成19年8月増刊号所収)によれば「東京市では『町会』という名称が多く使われて」いることから、「一般名詞として」の「町内会」と「地域固有名詞としての『町会』を使いわけ」(p129)としているが、高木鉦作「町内会の概念」(『国学院法学』昭和56年7月号所収)によれば「内務省訓令以後も、東京市や大阪市の町内会は、従来からの『町会』の名称のままであった」としている.
- (19) 前掲拙稿「都市教化問題の展開と対応」I, II(『東京家政大学紀要』47号, 48号所収 平成19年, 平成20年)を参照のこと.
- (20) 東京府選挙肃正実行部編『東京府第二次選挙肃正運動の概況』(昭和11年)p48
- (21) 赤木須留喜著『東京都政の研究』(未来社 昭和52年)p372
- (22) 前掲拙稿「都市教化問題の展開と対応」. なお赤木前掲書でも教化協同会について触れている(p483). 概説の域を出ないが、教化協同会について論じた最初の文献と思われる.
- (23) 『教化運動』31・3・3「教化網の完成へ」
- (24) 中央教化団体連合会編『都市の隣保協同組織と常会』(昭和14年)p26
- (25) 前掲『隣組と常会』p83
- (26) 前掲『都市の隣保協同組織と常会』p55
- (27) 前掲『都市の隣保協同組織と常会』p27, 『教化運動』36・3・21「神戸市教化網完成の第1足」, 同38・4・11「都市教化の魁」
- (28) 兵庫県の市町村教化網の名称は姫路市で教化連合会となっていたように、県レベルでもその名称が使用されていた。したがって、神戸市の教化網の名称も教化連合会ということになるが、区段階では湊区のように教化協同会の名称が用いられていたことから、神戸市の他区では、教化連合会の名称が使用されていたかどうかは確定出来ない.
- (29) 『教化運動』38・4・1「愈々組織網を完成して都市教化の画期的振興へ」. なお道添は湊区長の後昭和15年5月11日に灘区長に転任し(前掲『隣組と常会』p83), そこに2年半在職して昭和17年12月3日神戸市を退職する.
- (30) 前掲「都市教化の魁」. 同紙によれば数字はそれぞれ11032, 2070, 288, 35, 9となっているが、『都市の隣保協同組織と常会』によれば数字はそれぞれ11472, 1749, 262, 25, 11と若干異なっている. また、前者が家族常会とあるのに対して後者は隣保子供常会となっている.
- (31) 『教化運動』36・7・11「全国都市教化懇談会」
- (32) 柴田達夫「町内会の整備」(昭和15年) p3
- (33) 『教化運動』38・4・1「愈々組織網を完成して都市教化の画期的振興へ」
- (34) 前掲「都市教化の魁」
- (35) 『教化運動』38・3・1「都市に教化網を完成 精神総動員趣旨徹底へ」
- (36) 前掲「町内会組織の歴史的考察」
- (37) 田中重之「常会の指導に就て」(『斯民』昭和14年10月号所収)
- (38) 小田成就「今後の常会活動に就て」(『斯民』昭和15年10月号所収)

Summary

This article attempts to prove the historical relationship between the circle of towns, villages and the general meeting, I attempt to prove that this relationship existed especially previous to the national mental movement.